

平成20年度第2回宮城労働局公共調達監視委員会の審議概要

- 1 開催日時 平成20年12月9日(火)午後1時30分
- 2 開催場所 宮城労働局1階共用会議室

3 委員(敬称略)

委員長	税理士	千葉 謙
委員	弁護士	齋藤 拓生
委員	大学教授	井上 和彦

4 審査対象期間

平成20年4月9日から平成20年10月31日までの間に契約した入札、随意契約案件

5 審査対象案件 15件

(内訳) 競争入札による公共工事	0件
随意契約による公共工事	0件
競争入札による物品・役務	7件
随意契約による物品・役務	8件

6 抽出状況

宮城労働局が発注した公共調達案件のうち委員会(抽出委員)が抽出した4案件について審議。

7 審議内容

平成20年度第2回宮城労働局公共調達審査会の審議内容を事務局から説明を行い審議に入る。審議結果は「適正」と判断され審議が終了した。

8 委員からの意見・質問に対する回答等

(1) 平成20年度下半期雇用保険受給者に対する就職支援セミナーについて

[審議委員] ①落札率が予定価格の99%であるが何か理由はあるのか。 ②セミナーの目的・内容及び参加率はどうなのか。 ③入札内訳書の中のテキスト代について、入札参加業者間で単価がかなり違うが何か理由があるのか。

[回答] ①特に理由はない。結果的に落札者の入札価格が近かったということである。 ②雇用保険受給者の就職支援を目的とし、就職活動における履歴書や職務経歴書の記入方法や面接を受ける際のノウハウ等を教授する内容となっている。また参加率は基本型で8割5分程度、演習型はロールプレイが含まれる為か基本型と比較すると参加率は低い状況と思われる。 ③テキストの製本の仕方等による価格の差ではないかと思われる。

(2) 平成 20 年度下半期文具等事務用品単価契約について

[審議委員] ①予定価格の中の配送料は概算で算出しているのか。②一度契約を締結すると業者の選択が出来なくなるので、随意契約でもいいのではないか。品物によっては落札業者の方が高いこともあるのではないか。③単価契約品目一覧表は更新しているのか。

[回答] ①概算により算出している。配送料については実額による算出が必要か否か今後検討してまいりたい。②労働局及び管下の署所の事務用品の調達を見積り合わせにより行うことは大変な事務量となる。単価契約による調達は担当者の事務量軽減という側面もある。また入札は総額による比較なので品物によっては落札業者の単価の方が高いということは有り得る。③各品目の要求数や単価契約以外事務用品の要求数を勘案し半期ごとに品目一覧表の見直しを行っている。

(3) 健康診断単価契約について（公募方式による調達）

[審議委員] ①公募とはどういうものか。②前年度も同じ契約をしていたと思われるがどのような契約を行ったのか。③総額は確定しているのか。

[回答] ①特定の技術・設備等が不可欠である調達案件について、国の一方的な判断により随意契約をするのではなく、当該特定の技術等を有する者が一者しかないとしているものを検証する意味で公募を行い、公募した結果、当該要件を満たす者が複数出た場合には一般競争入札に移行するという調達方法である。②前年度は競争性のない随意契約をしていたが、監査等の指摘により今回は特定の技術等を有する仕様に応じられる業者が1者しかないことを確認するために公募を行ったものである。③総額については現時点で二次検診を受診していない者がいることから確定していない。年度末には確定すると思われる。

(4) 平成 20 年度ジョブクラブ事業におけるセミナー等の実施に係る契約について（企画競争による調達）

[審議委員] ①企画競争とはどういうものか。②参加事業者のうち参加資格基準に合致していない1者とは。

[回答] ①調達案件の内容により一般競争入札によることが困難な場合、単に専門性を理由に特定の者と随意契約を締結するのではなく、複数の者から仕様を満たす内容の企画書を提出させて、企画競争を経た上で選定された者を契約者とするものである。②参加資格基準に合致していない1者については、企画評価委員会において所管官庁から勧告を受けていた事実が把握されたことから、参加資格なしとして評価から外れたものである。